

[7] 一宮市クリーニング業法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「クリーニング業法」において、市は、クリーニング所について営業者が講じなければならない措置について条例を定めることができますとしています。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
営業者が講じなければならない衛生措置	1 クリーニング所は、住居及び他の営業の用に供する施設と区画し、かつ、他の用途に使用しないこと。 2 クリーニング所は、洗濯物の処理又は受取及び引渡しに必要な広さを有するものとし、採光又は照明及び換気を十分に行うこと。 3 クリーニング所の設備及び洗濯物を運搬するための容器は、月1回以上消毒すること。 4 クリーニング所内のねずみ及び昆虫の駆除に努めること。 5 洗濯場の側壁は、その床から少なくとも高さ50センチメートルまでの部分は、耐水性の材料を使用すること。 6 洗濯場には、洗濯に使用する薬品を保管する設備を備えること。 7 仕上場の床は、板又は耐水性の材料を使用すること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
営業者が講じなければならない衛生措置	8 仕上場には、洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台その他の設備を備えること。 9 クリーニング業法施行規則第1条各号に規定する洗濯物は、その消毒が終わり、又は消毒の効果を有する方法によりなされる洗濯が終わるまでは、専用の棚又は容器に収めること。	愛知県と同じ
上記措置に加えて、ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンを使用するクリーニング所の営業者が講じなければならない衛生措置	1 テトラクロロエチレン及び使用済みのテトラクロロエチレンを含む汚染物（以下「テトラクロロエチレン等」という。）を保管する場所は、床が不浸透性の材料で作られ、直射日光を避け、かつ、雨水の浸入を防止することができる構造とすること。 2 テトラクロロエチレン等は、密閉することができる耐溶剤性の容器に保管すること。 3 テトラクロロエチレンを溶剤として使用するドライクリーニング機械には、排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を備えること。ただし、排液処理装置については、他の方法により排液を適正に処理することができることと認められる場合は、この限りでない。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日